

公証人法

第一章 総則

第一条 公証人ハ当事者其ノ他ノ関係人ノ嘱託ニ因リ左ノ事務ヲ行フ権限ヲ有ス

第二条 法律行為其ノ他私権ニ関スル事実ニ付公正証書ヲ作成スルコト

第三条 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項及其ノ準用規定並一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第十三条及第一百五十五条ノ規定ニ依リ

定款ニ認証ヲ与フルコト能ハザル方式（以下電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リラル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ認証ヲ与フルコト但シ公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ与フル場合ニ限ル

第二条 公証人ノ作成シタル文書又ハ電磁的記録ハ本法及他ノ法律ノ定ムル要件ヲ具備スルニ非サレハ公正ノ効力ヲ有セス

第三条 公証人ハ正当ノ理由アルニ非サレハ嘱託ヲ拒ムコトヲ得ス

第四条 公証人ハ法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ取扱ヒタル事件ヲ漏泄スルコトヲ得ス但シ嘱託人ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五条 公証人ハ他ノ公務ヲ兼ネ、商業ヲ営ミ又ハ商事会社若ハ嘗利ヲ目的トスル社団法人ノ代表者若ハ使用人ト為ルコトヲ得ス但シ法務大臣ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六条 削除

第七条 公証人ハ嘱託人ヨリ手数料、送達ニ要スル料金、第五十七条ノ三ノ登記ノ手数料相当額（第三項ニ于テ登記手数料ト称ス）、日当及旅費ヲ受ク

第八条 公証人ハ前項ニ記載シタルモノヲ除クノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ其ノ取扱ヒタル事件ニ關シテ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第九条 手数料、送達ニ要スル料金、登記手数料、日当及旅費ニ關スル規程ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム大臣ノ指定シタル公証人（以下指定公証人ト称ス）之ヲ取扱フ

第十一条 前項ノ指定ハ告示シテ之ヲ為ス

第十二条 第六章ノ規定ハ本法及他ノ法令ノ定ムルトコロニ依リ指定公証人ガ行フ電磁的記録ニ關スル事務ニ付テハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三条 本法ニ規定スルモノノ外指定公証人ガ行フ電磁的記録ニ關スル事務ニ付テハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四条 法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ノ管轄区域内ニ公証人ナキ場合又ハ公証人其ノ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テハ該法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ニ勤務スル法務事務官ヲシテ管轄区域内ニ於テ公証人ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得ス

第十五条 本法及他ノ法令中公証人ノ職務ニ關スル規定ハ公証人ノ職務ヲ行フ法務事務官ニ之ヲ準用ス但シ第七条ニ依ル手数料、日当及旅費ハ国庫ノ収入トス

第十六条 第二章 任免及所属

第十七条 公証人ハ法務局又ハ地方法務局ノ所屬トス各法務局又ハ地方法務局ニ所属スル公証人ノ員數ハ法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ノ管轄区域ニ于テ二法務大臣之ヲ定ム

第十八条 第二章 左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第十九条 一定ノ試験ニ合格シタル後六月以上公証人見習トシテ実地修習ヲ為シタルコト

第二十条 試験及実地修習ニ關スル規程ハ法務大臣之ヲ定ム

第二十一条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第二十二条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第二十三条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第二十四条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第二十五条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第二十六条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第二十七条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第二十八条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第二十九条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第三十条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第三十一条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第三十二条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第三十三条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第三十四条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第三十五条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第三十六条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第三十七条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第三十八条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第三十九条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第四十条 公証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

第二十五条 公証人ノ作成シタル証書ノ原本及其ノ附属書類、第五十八条ノ二第四項ノ規定ニ依リ
公証人ノ保存スル証書及其ノ附属書類、第六十二条ノ三第三項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル定
款及其ノ附属書類並法令ニ依リ公証人ノ調製シタル帳簿ハ事変ヲ避ケル為ニスル場合ヲ除クノ外
之ヲ役場外ニ持出スコトヲ得ス但シ裁判所ノ命令又ハ嘱託アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ書類ノ保存及廃毀ニ関スル規程ハ法務大臣之ヲ定ム

第四章 証書ノ作成

第二十六条 公証人ハ法令ニ違反シタル事項、無効ノ法律行為及行為能力ノ制限ニ因リテ取消スコ
トヲ得ヘキ法律行為ニ付証書ヲ作成スルコトヲ得ス

第二十七条 公証人ハ日本語ヲ用ウル証書ニ非サレハ之ヲ作成スルコトヲ得ス

第二十八条 公証人証書ヲ作成スルニハ嘱託人ノ氏名ヲ知リ且之ト面識アルコトヲ要ス
公証人嘱託人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキハ官公署ノ作成シタル印鑑証明書ノ提出其
ノ他之ニ準スヘキ確実ナル方法ニ依リ其ノ人違ナキコトヲ證明セシムルコトヲ要ス

急迫ナル場合ニ於テ公証人証書ヲ作成シタル後三日内ニ証
書ノ作成ニ関スル規定ニ依リ之ヲ為スコトヲ得

第二十九条 嘴託人日本語ヲ解セサル場合ニ非サルカ為其ノ効力ヲ妨ケラルコトナシ
前項ノ手続ヲ為シタルトキハ証書ハ急迫ナル場合ニ非サルカ為其ノ効力ヲ妨ケラルコトヲ要ス

第三十条 嘴託人立会ハシムルコトヲ要ス
シテ文字ヲ解セサル場合ニ於テ公証人証書ヲ作成スルニハ通事ヲ立会ハシムルコトヲ要ス
前項ノ規定ハ嘱託人立会人ヲ立会ハシムルコトヲ請求シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十一条 代理人ニ依リ嘱託セラレタル場合ニ於テハ前三条ノ規定ハ其ノ代理人ニ之ヲ適用ス
第三十二条 代理人ニ依リ嘱託セラレタル場合ニ於テ公証人証書ヲ作成スルニハ其ノ代理人ノ権限
ヲ証スヘキ証書ヲ提出セシメ其ノ権限ヲ証明セシムルコトヲ要ス
前項ノ証書ハ証書ナルトキハ其ノ証書ノ外官公署ノ作成シタル印鑑又ハ署
名ニ關スル証明書ヲ提出セシメ証書ハ真正ナルコトヲ證明セシムルコトヲ要ス
保存スル書類ニ依リ証書ハ真正ナルコト明ナル場合ニハ此ノ限ニ在ラス
証書ノ作成ニ関スル規定ニ依リ代理又ハ其ノ方式ノ欠缺ヲ追完シタルトキハ証書ハ其ノ欠缺ア
リタルカ為効力ヲ妨ケラルコトナシ

第三十三条 第三者ノ許可又ハ同意ヲ要スヘキ法律行為ニ付公証人証書ヲ作成スルニハ其ノ許可又
ハ同意アリタルコトヲ得ス但シ第三十条第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス
前項第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十四条 通事及立会人ハ嘱託人又ハ其ノ代理人之ヲ選定スルコトヲ要ス
立会人ハ通事ヲ兼ヌルコトヲ得

第三十五条 未成年者
二 自ラ署名スルコト能ハサル者
三 嘴託事項ニ付代理人若ハ輔佐人タル者又ハ代理人ノ配偶者、四親等内ノ親族、法定代理人、保佐人、補助
人、雇人又ハ同居人
七 公証人ノ書記

第三十六条 公証人証書ヲ作成スルニハ其ノ聴取シタル陳述、其ノ目擊シタル状況其ノ他自ラ実驗
シタル事實ヲ錄取シ且其ノ実驗ノ方法ヲ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス
第三十七条 公証人ノ作成スル証書ニハ其ノ本旨ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一 証書ノ番号
二 嘴託人ノ住所、職業、氏名及年齢若法人ナルトキハ其ノ名称及事務所

第三十七条 公証人証書ヲ作成スルニハ普通平易ノ語ヲ用井字画ヲ明瞭ナラシムヘシ
接続スヘキ字行ニ空白アルトキハ墨線ヲ以テ之ヲ接続セシムヘシ

第三十八条 証書ノ文字ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ス
証書ニ文字ヲ挿入スルトキハ其ノ字数及其ノ箇所ヲ欄外又ハ末尾ノ余白ニ記載シ公証人及嘱託
人又ハ其ノ代理人之ニ捺印スルコトヲ要ス
証書ノ文字ヲ削除スルトキハ其ノ文字ハ尚明ニ読得ヘキ為字体ヲ存シ削除シタル字数及箇所ヲ
欄外又ハ末尾ノ余白ニ記載シ公証人及嘱託人又ハ其ノ代理人之ニ捺印スルコトヲ要ス

第三十九条 公証人ハ其ノ作成シタル証書ヲ列席者ニ譲り渡セ又ハ閲覧セシメ嘱託人又ハ其ノ代理
人ノ承認ヲ得且其ノ旨ヲ証書ニ記載スルコトヲ要ス
通事ヲ立会ハシメタル場合ニ於テハ前項ノ外通事ヲシテ証書ノ趣旨ヲ通訳セシメ且其ノ旨ヲ証
書ニ記載スルコトヲ要ス
前二項ノ記載ヲ為シタルトキハ公証人及列席者各自証書ニ署名捺印スルコトヲ要ス
列席者ニシテ署名スルコト能ハサル者アルトキハ其ノ旨ヲ証書ニ記載シ公証人之ニ捺印スルコ
トヲ要ス
前二項ノ規定ハ前項ノ添附書面ニ之ヲ準用ス

第四十条 証書數葉ニ涉ルトキハ公証人ハ毎葉ノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス
証書ト添附書面トノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス
前二項ニ依ル添附書面ハ公証人ノ作成シタル証書ノ一部ト看做ス

第四十一条 代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書、官公署ノ證明書、第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スヘキ証
書其ノ他ノ附属書類ハ公証人ノ作成シタル証書ニ之ヲ連綴スヘシ但シ嘱託人ヨリ附属書類ノ原本
ノ還付ヲ請求シタルトキハ其ノ謄本ヲ原本ニ代ヘテ連綴スルコトヲ得
公証人ハ証書ト其ノ附属書類トノ綴目及附属書類相互ノ綴目ニ契印ヲ為スヘシ

第四十二条 証書ノ原本滅失シタルトキハ公証人ハ既ニ交付シタル証書ノ正本又ハ謄本ヲ徵シ其ノ
所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ノ認可ヲ受ケ滅失シタル証書ニ代ヘテ之ヲ保存スルコトヲ
要ス
前項ノ証書ニハ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ノ認可ヲ受ケ滅失シタル証書二代ヘテ
之ヲ保存スル旨及其ノ認可ノ年月日ヲ記載シ公証人之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第四十三条 公証人ハ嘱託人ヲシテ印紙税法ニ依リ証書ノ原本ニ印紙ヲ貼用セシムヘシ
所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ノ認可ヲ受ケ滅失シタル証書ニ代ヘテ之ヲ保存スルコトヲ
要ス
前項ノ証書ニハ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ノ認可ヲ受ケ滅失シタル証書二代ヘテ
之ヲ保存スル旨及其ノ認可ノ年月日ヲ記載シ公証人之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第四十四条 嘴託人、其ノ承繼人又ハ証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ關係ヲ有スルコトヲ證明シタル
者ハ証書ノ原本ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得
第二十八条第一項及第二項、第三十一条並第三十二条第一項ノ規定ハ前項ニ依リ公証人証書ノ
原本ヲ閲覧セシムヘキ場合ニ之ヲ準用ス

公証人嘱託人ノ承継人ニ証書ノ原本ヲ閲覧セシムヘキ場合ニ於テハ承継人タルコトヲ証スヘキ
証書ヲ提出セシメ其ノ承継人タルコトヲ証明セシムヘシ

検察官ハ何時ニテモ証書ノ原本ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

第四十五条

公証人ハ証書原簿ヲ調製スヘシ

第四十六条

証書原簿ニハ証書ノ作成毎ニ進行ノ順序ヲ逐ヒ左ノ事項ヲ記入スヘシ

一 証書ノ番号及種類

二 嘴託人ノ氏名若法人ナルトキハ其ノ名称

三 作成ノ年月日

前項ノ規定ハ証書ノ作成ヲ記入スヘキ帳簿ニ関シ法令ニ別段ノ定アル場合ニ之ヲ適用セス

第四十七条

嘱託人又ハ其ノ承継人ハ証書ノ正本ヲ交付ヲ請求スルコトヲ得

第四十八条

第二十八条第一項及第二項、第三十一条、第三十二条第一項及第二項並第四十四条第三項ノ規定ハ前項ニ依リ公証人証書ノ正本ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第四十九条

第三十二条第二項ノ規定ハ嘱託人ノ承継人力証書ノ正本ノ交付ヲ請求スル場合ニ提出スヘキ証書ニヲ準用ス

第五十条

証書ノ正本ニハ左ノ事項ヲ記載シ公証人之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

一 証書ノ全文

二 正本タルコト

三 交付ヲ請求シタル者ノ氏名

四 作成ノ年月日及場所

前項ノ規定ニ違反スルモノハ証書ノ正本タルノ効力ヲ有セス

第五十一条

数事件ヲ列記スル証書又ハ數人各自ニ關係ヲ異ニスル証書ニ付テハ有用ノ部分及証書ノ方式ニ関記載ヲ抄録シテ其ノ正本ヲ作成スルコトヲ得

第五十二条

前項ノ正本ニハ抄録正本タルコトヲ記載シ前条第二号ノ記載ニ代フルコトヲ要ス

第五十三条

正本ヲ交付シタル旨及其ノ交付ノ年月日ヲ記載シ之ニ署名捺印スヘシ

第五十四条

嘱託人、其ノ承継人又ハ証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ關係ヲ有スルコトヲ證明シタル者ハ証書又ハ其ノ附属書類ノ署名捺印ヲ請求スルコトヲ得

第五十五条

第二十八条第一項及第二項、第三十一条、第三十二条第一項並第四十四条第三項ノ規定ハ前項ニ依リ公証人証書ノ正本ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第五十六条

証書ノ正本ノ左ノ事項ヲ記載シ公証人之ニ署名捺印スヘシ

第五十七条

証書ノ正本又ハ署名捺印シタルコトヲ得

第五十八条

タルト同一ノ効力ヲ有ス

第五十九条

証書ノ正本若ハ署名捺印ノミヲ請求スル者ハ之ニ記載スヘキ事項ヲ自

第六十条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第六十一条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第六十二条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第六十三条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用セス

第六十四条

前項ノ署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用セス

第六十五条

前二条ノ規定ハ証書ノ附屬書類ノ署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第六十六条

証書ノ正本若ハ署名捺印ノミヲ請求スル者ハ之ニ記載スヘキ事項ヲ自

第六十七条

署名捺印ヲ作成スヘシ

第六十八条

前項ノ正本又ハ署名捺印ヲ作成スル場合ニ之ヲ適用ス

第六十九条

タルト同一ノ効力ヲ有ス

第七十条

証書ノ正本若ハ署名捺印ヲ作成スル場合ニ之ヲ適用セス

第七十一条

第三十八条ノ規定ハ証書ノ正本及署名捺印ヲ作成スル場合ニ之ヲ適用ス

第七十二条

公証人前項ノ正本又ハ署名捺印ヲ作成スル場合ニ之ヲ適用ス

第七十三条

所規則ノ定ムル方法ニ依ル

郵便ニ依ル送達ハ申立ニ因リ公証人之ヲ為ス
民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第九十九条第二項、第一百一条乃至第一百三条、第一百五条、

第一百六条、第一百七条第一項及第三項並第一百九条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十七条ノ三

公証人任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第百五十号)第三条ニ規定スル証書ヲ作成シタルトキハ登記所ニ任意後見契約ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス

第五章 認証

前項ノ登記ノ嘱託書ニハ証書ノ署名捺印スルコトヲ要ス

第五十八条

公証人私署証書ニ認証ヲ与フルニハ当事者其ノ面前ニ於テ証書ニ署名若ハ捺印シタルトキ又ハ証書ノ署名若ハ捺印ヲ自認シタルトキ其ノ旨ヲ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス

私署証書ノ署名捺印ヲ与フルニハ証書ト対照シ其ノ符合スルコトヲ認メタルトキ其ノ旨ヲ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス

私署証書ニ文字ノ挿入、削除、改竄、欄外ノ記載其ノ他ノ訂正アルトキ又ハ破損若ハ外見上著ク疑フヘキ点アルトキハ其ノ状況ヲ認証文ニ記載スルコトヲ要ス

実ナルコトヲ宣誓シタル上証書ニ署名若ハ捺印シ又ハ証書ノ署名若ハ捺印ヲ自認シタルトキハ其ノ旨ヲ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ認証ノ嘱託ハ証書ニ通ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ認証ノ嘱託ハ代理人ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得ズ

公証人ハ第一項ノ規定ニ依ル記載ヲ為シタル証書ノ中一通ヲ自ラ保存シ他ノ一通ヲ嘱託人ニ還付スルコトヲ要ス

第五十九条

認証ヲ与フヘキ証書ニハ登簿番号、認証ノ年月日及其ノ場所ヲ記載シ公証人及立会人之二署名捺印シ且公証人之証書ト認証簿ニ契印ヲ為スコトヲ要ス此場合ニ於テ嘱託人ノ申立アルトキハ第三十六条第四号及第六号乃至第八号ニ掲タル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第六十条

第二十六条乃至第三十四条、第三十七条、第三十八条及第三十九条第五項ノ規定ハ私署証書ニ認証ヲ与フル場合ニ之ヲ準用ス

第六十一条

官公署ノ証明書、第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スベキ証書其ノ他ノ附屬書類ハ第五十条ノ二第四項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル証書ニ之ヲ連綴スベシ

第四十二条第一項但書及第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十二条

第五十八条ノ二第四項ノ規定ニ依リテ保存スル証書滅失シタルトキハ公証人ハ嘱託人ニ還付シタル証書ニ依リテ署名捺印ヲ作成シ又ハ既ニ交付シタル証書ノ署名捺印ヲ為シ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ノ認可ヲ受ケ滅失シタル証書ニ代へテ之ヲ保存スルコトヲ要ス

第四十二条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十三条

第四十四条及第五十一条乃至第五十六条ノ規定ハ第五十八条ノ二第四項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル証書及其ノ附屬書類ニ之ヲ準用ス

第六十四条

署名捺印ヲ作成シタル証書ニ依リテ署名捺印ヲ作成シ又ハ既ニ交付シタル証書ノ署名捺印ヲ為シ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ノ認可ヲ受ケ滅失シタル証書ニ代へテ之ヲ保存スルコトヲ要ス

第六十五条

署名捺印ヲ作成シタルトキハ其ノ正本又ハ署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第六十六条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第六十七条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第六十八条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第六十九条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第七十条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第七十一条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第七十二条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第七十三条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第七十四条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第七十五条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第七十六条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第七十七条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第七十八条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第七十九条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第八十条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第八十一条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第八十二条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第八十三条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第八十四条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第八十五条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第八十六条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

第八十七条

署名捺印ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ適用ス

民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十二条第五号ニ掲タル債務名義ニ付法律第十三条及第一百五十五条ノ規定ニ依ル定款ノ認証ノ事務ハ法人ノ本店又ハ主タル事務所ノ所規則ノ定ムル方法ニ依ル

ノ規定ハ公証人拒絶証書ヲ作成スル場合ニ之ヲ適用セス

第五十七条ノ二 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十二条第五号ニ掲タル債務名義ニ付法律第十三条及第一百五十五条ノ規定ニ依ル定款ノ認証ノ事務ハ法人ノ本店又ハ主タル事務所ノ所規則ノ定ムル方法ニ依ル

テハ其ノ正本若ハ署名捺印ヲ作成スル場合ニ之ヲ適用セス

所規則ノ定ムル方法ニ依ル

第六十二条ノ三 前条ノ定款（其ノ定款ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ除ク以下之ニ同ジ）ノ認証ノ嘱託ハ定款ニ通ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス
公証人前項ノ定款ノ認証ヲ与フルニハ嘱託人ヲシテ其ノ面前ニ於テ定款各通ニ付其ノ署名又ハ記名捺印ヲ自認セシメ其ノ旨ヲ之ニ記載スルコトヲ要ス
公証人ハ前項ノ記載ヲ為シタル定款ノ中一通ヲ自ラ保存シ他ノ一通ヲ嘱託人ニ還付スルコトヲ要ス
第五十八条第三項、第五十九条、第六十条、第六十一条及第六十二条ノ規定ハ第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十二条ノ四 代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書、官公署ノ證明書、第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スヘキ証書其ノ他ノ附屬書類ハ前条第三項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル定款ニ之ヲ連綴スヘシ
第四十一条第一項但書及第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十二条ノ五 第六十条ノ三及第六十条ノ四ノ規定ハ第六十二条ノ三第三項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル定款及其ノ附屬書類ニ之ヲ準用ス

第六十二条ノ六 指定公証人電磁的記録ニ認証ヲ与フルニハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ当事者其ノ面前ニ於テ嘱託ニ係ル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ付左ノ行為（第六十二条ノ二ノ定款ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ付テハ第二号ノ行為ニ限ル）ヲ為シタルトキ其ノ旨ヲ内容トスル情報ヲ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ電磁的方式ニ依リ付シテ之ヲ為スコトヲ要ス
一 嘴託ニ係ル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ガ其ノ者ノ作成ニ係ルモノナルコトヲ示ス措置ニシテ当該情報ガ他ノ情報ニ改変セラレタルヤ否ヤヲ確認シ得ル等作成者ヲ確実ニ示スコトヲ得ルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノヲ為シタルトキ
二 前号ニ規定スル措置ヲ為シタルトコトヲ自認シタルトキ
指定公証人電磁的記録ニ認証ヲ与フル場合ニ於テ当事者其ノ面前ニ於テ嘱託ニ係ル電磁的記録ノ内容ノ真実ナルコトヲ宣誓シタル上前項各号ノ行為ヲ為シタルトキハ其ノ旨ヲ内容トスル情報ヲ電磁的記録セラレタル情報ニ電磁的方式ニ依リ付シテ之ヲ為スコトヲ要ス此場合ニ於テハ第五十八条ノ二第三項ノ規定ヲ準用ス
前二項ノ認証ノ嘱託ハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス
第十六条及第二十九条乃至第三十一条ノ規定ハ第一項及第二項ノ規定ニ依リ電磁的記録ニ認証ヲ与フル場合ニ之ヲ準用ス
嘱託ニ係ル電磁的記録ノ内容ガ虚偽ナルコトヲ知リテ第二項ノ宣誓ヲ為シタル者八十万円以下ノ過料ニ処ス

第六十二条ノ七 指定公証人ハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ前条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ認証ヲ受ケタル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ同一性ヲ確認スルニ足ル情報ヲ保存ス
嘱託人ハ前条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ認証ヲ受ケタル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト同一ノ情報ヲ記録シタル電磁的記録ノ保存ヲ請求スルコトヲ得
嘱託人、其ノ承継人又ハ電磁的記録ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スルコトヲ証明シタル者ハ左ノ説明又ハ情報ノ提供ヲ請求スルコトヲ得
前項第二号ノ情報ノ提供ハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ同号ノ電磁的記録ノ内容ヲ証スル書面ノ交付ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得
前条第三項ノ規定ハ第二項及第三項ノ請求ニ之ヲ準用ス

第六十二条ノ八 指定公証人前二条ノ規定ニ依リ認証ヲ与ヘ又ハ電磁的方式ニ依ル証明若ハ情報ノ提供ヲ行フ場合ニ於テハ認証ヲ与フル電磁的記録ニ記録セラレタル情報及第六十二条ノ六ノ規定ニ依リ之ニ付セラレタル情報又ハ当該証明ヲ内容トスル情報若ハ提供スル情報ニ左ノ措置ヲ為スコトヲ要ス

第六十三条 公証人疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ職務ヲコト能ハサルトキハ同一ノ法務局又ハ地方法務局ノ管轄区域内ノ公証人ニ代理ヲ嘱託スルコトヲ得
二 指定公証人ガ前号ニ規定スル措置ヲ為シタルモノナルコトヲ確認スル為必要ナル事項ヲ證明スル情報ヲ電磁的方式ニ依リ付スルコト
前項第二号ノ情報ハ法務大臣又ハ法務大臣ノ指定シタル法務局若ハ地方法務局ノ長之ヲ作ル前項ノ指定ハ告示シテ之ヲ為ス

第六章 代理兼務及受繼

第六十四条 公証人前条第一項ニ依リ代理ヲ嘱託セス又ハ之ヲ嘱託スルコト能ハサルトキハ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ハ同一ノ法務局又ハ地方法務局ノ管轄区域内ノ公証人ニ代理ヲ命スルコトヲ得
公証人其ノ職務ヲ行フコトヲ得ルニ至リタルトキハ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ハ前項ノ代理ヲ解クヘシ

第六十五条 公証人ノ代理者前二条ニ依リ其ノ職務ヲ行フノ役場ハ代理セラルル公証人ノ役場トスノ長必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル官吏ヲシテ遲滞ナク役場ノ書類ニ封印ヲ為サシムヘシ第六十七条 公証人ノ死亡、免職、失職又ハ転属ノ場合ニ於テ直ニ後任者ノ任命セラレサルトキハ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ハ同一ノ法務局又ハ地方法務局ノ管轄区域内ノ公証人ニ兼務ヲ命スルコトヲ得
第二十二条ノ規定ハ代理セラルル公証人ノ外ノ代理者ニモ之ヲ適用ス

第六十六条 公証人ノ死亡、免職、失職又ハ転属ノ場合ニ於テ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル官吏ヲシテ遲滞ナク役場ノ書類ニ封印ヲ為サシムヘシ第六十七条 公証人ノ死亡、免職、失職又ハ転属ノ場合ニ於テ直ニ後任者ノ任命セラレサルトキハ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ハ同一ノ法務局又ハ地方法務局ノ管轄区域内ノ公証人ニ兼務ヲ命スルコトヲ得
第二十二条ノ規定ハ代理セラルル公証人ノ外ノ代理者ニモ之ヲ適用ス

第六十八条 公証人ノ免職、失職又ハ転属ノ場合ニ於テハ後任者又ハ兼務者ハ前任者ト立会ヒ遲滞ナク書類ノ授受ヲ為スヘシ
死亡其ノ他ノ事由ニ因リ書類ノ授受ヲ為スコト能ハサル場合ニ於テハ後任者又ハ兼務者ハ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル官吏ノ立会ヲ以テ書類ヲ受取ルヘシ第六十六条ニ依ル書類ノ封印ニ命セラレタル後任者又ハ兼務者ハ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル官吏ノ立会ヲ以テ封印ヲ解キ書類ヲ受取ルヘシ第六十九条 前条ノ規定ハ兼務者カ書類ヲ更ニ他ノ公証人ニ引渡スヘキ場合ニ之ヲ準用ス
第七十条 兼務者職務上署名スルトキハ兼務者タルコトヲ記載スヘン
前任者又ハ兼務者ノ作成シタル証書ニ依リ後任者カ其ノ正本又ハ謄本ヲ作成スル場合ニ於テ署名スルトキハ後任者タルコトヲ記載スヘシ第七十一条 公証人ノ死亡、免職、失職又ハ転属ノ場合ニ於テ定員ノ改正ニ因リ後任者ヲ要セサルトキハ法務大臣ハ同一ノ法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ノ管轄区域内ノ公証人ニ書類ノ引継ゴト命スヘシ
第六十八条及前条第二項ノ規定ハ前項ニ依リ書類ノ引継ヲ命セラレタル公証人ニ之ヲ準用ス
第七十二条 第六十六条、第六十七条、第六十八条第三項及第七十条第一項ノ規定ハ公証人ノ停職ノ場合ニ之ヲ準用ス
兼務者前項ニ依リ其ノ職務ヲ行フノ役場ハ停職者ノ役場トス
第七十三条 第六十八条及第六十九条ノ規定ハ法務事務官力第八条ニ依リ公証人ノ職務ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス

(経過措置)
第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一 略

二 第七条中公証人法第十四条及び第十六条の改正規定

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一一年二月八日法律第一五二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第

二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則 (平成一一年四月一九日法律第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一三年一月二八日法律第一二九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年七月三一日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一四年七月三一日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、民営事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置) 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、政令で定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

附則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄
 (施行期日) 第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附則 (平成一六年一月一日法律第一四七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一六年一月三日法律第一五二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年六月一一日法律第五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附則 (平成二三年五月二十五日法律第五三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則 (平成二三年六月一四日法律第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (令和三年六月一一日法律第六一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (令和三年六月一一日法律第六一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定
六月を超えない範囲内において政令で定める日

公布の日から起算して二年